

協議事項 2

学校生活のルールや決まりの見直しについて

校則の見直しについて、協議事項として以下のとおり提案する。

令和 7 年 4 月 15 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森 永敏

学校生活のルールや決まりの見直しについて

1. ガイドラインの策定・改訂

- ・学校生活のルールや決まり（以下校則等）は児童生徒が健全な学校生活を送るうえで守るべき指針であり、また規範意識の醸成にむけて教育的意義を有している。
- ・令和3年度より「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン」を策定（令和6年5月改訂）し、各校で見直しを行っている。

2. 令和6年度の実施状況（調査結果の概要）

- ・校則等の見直し（点検）：小中高特支 全校
見直しにあたり児童生徒が話し合う活動を実施：小中高特支 全校
子どもの権利についての職員研修及び学習指導：小中高特支 全校
- ・校則等の変更：小 84 校（全 163 校）中 70 校（全 82 校）
高 4 校（全 8 校）特支 2 校（全 6 校）
- ・肌着・靴・靴下における色の過剰な制限、ツープロックやポニーテールの禁止：
中高ともなし
- ・登下校時の防寒対策として市販の防寒着を許可している：中 77 校

3. 今後の取組みについて

- ・明文化されていないものも含め、校則等が過度な制限や形骸化、あるいは時代に合わないものになっていないか、引き続き各校で定期的に点検し、必要に応じて変更する。
- ・見直しにあたり、ルールの必要性を児童生徒が主体的に考え話し合う機会を設けることで、より教育的意義のある取組にする。
- ・令和6年5月に改訂した「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン」の記載内容の周知・徹底を図る。

令和6年度 学校のルール等の見直し状況

※分校は除く

1. 見直し（点検・変更）等の取り組み状況（過去3年間）

	小学校 (163校)			中学校 (82校)			高校 (8校)			特別支援学校 (6校)		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
ルールの見直しを行った	163	163	163	82	82	82	8	8	8	6	6	6
ルールの変更を行った	103	113	84	81	76	70	6	4	4	4	2	2
児童生徒が話し合う活動を行った	106	163	163	82	82	82	8	8	8	3	5	6
保護者・地域の意見を聞く機会を持った	163	163	163	82	82	82	8	8	7	2	6	4
H Pの掲載	163	163	163	82	82	82	8	8	8	6	6	6
子どもの権利についての職員研修	163	163	163	82	82	82	8	8	8	6	6	6
子どもの権利についての学習指導	163	163	163	82	82	82	8	8	8	6	6	6

2. これまでの見直し

	校種	R3		R4		R5		R6
		校則有	改訂	校則有	改訂	校則有	改訂	校則有
肌着白色指定	中学	62	49	13	12	1	1	0
靴白色指定	中学	75	46	29	26	3	3	0
靴下白色指定	中学	80	43	37	35	2	2	0
靴下三つ折り指定	中学	35	33	2	2	0	0	0
ツブブロック不可	中学	71	36	35	32	3	3	0
	高校	4	4	0	0	0	0	0
ポニーテール不可	中学	48	24	24	22	2	2	0

文房具の色や形	校種	R4 校則有	R5 校則有	R6 校則有
推奨ではなく決まりとして指定している	小	47	2	0

3. 登下校時における健康上の配慮（令和5年度から調査）

	小学校 (163校)		中学校 (82校)	
	R5	R6	R5	R6
（熱中症対策）日傘の使用を認めている	151	157	82	—
（熱中症対策）ネッククーラーの使用を認めている	146	155	69	71
（熱中症対策）ハンディファンの使用を認めている	33	40	22	32
（防寒対策）市販のセーター・カーディガンの使用を認めている	—	—	43	54
（防寒対策）市販の上着（コート等）の使用を認めている	—	—	55	77

〔認めていない理由〕

- ・破損のおそれがあるため（ネッククーラー、ハンディファン）
- ・通学路の安全性の確保のため（小学校における日傘）

4. 体操服における保護者の経済的負担の軽減（令和5年度から調査）

		小学校 (163 校)		中学校 (82 校)	
		R5	R6	R5	R6
デザインをシンプル化 (校章、肩や袖のライン、 襟付き等の削減)	導入済	24	24	59	66
	導入予定・検討中	85	99	23	15
体育の授業等における市販の シャツやジャージ等の着用	認めている	102	102	3	1
	認める予定・検討中	36	46	35	28

学校生活のルールや決まり(校則など)に関するガイドライン

1. 学校生活のルールや決まり(校則など)の意義

学校生活のルールや決まり(校則など)は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、児童生徒が守るべき学習上及び生活上の規範として定められるものです。児童生徒が、将来、規範意識を持って生活ができるように、規範意識を遵守する意識を涵養するとともに、何をすべきか、何をしてはならないのかという善悪の判断を行う能力を育てる意味もあります。

2. 学校生活のルールや決まり(校則など)についての基本的な方針

学校生活のルールや決まり(校則など)については、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される」とすることも基本法(令和5年4月施行)の基本理念に則り、‘子どもの権利’を守る観点から、以下に示す方針を踏まえて策定および運用を行います。特に、児童生徒の行動や服装等に一定の制限を課すような場合には、後に示す見直しの手順に基づき明文化しておく必要があります。

- ① 学校生活のルールや決まり(校則など)の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めること。また、しつけや道徳、健康に関する細かな事項は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取り組みや、児童生徒の自主的な取り組みとする視点も持つこと。
- ② 学校生活のルールや決まり(校則など)の内容は、児童生徒の体力面や健康状態など個々の状況を踏まえ、画一的にならないものが望ましいこと。特に障害がある児童生徒への合理的配慮や、さまざまな文化を背景に持つ児童生徒や性的マイノリティに対してのきめ細やかな対応についての配慮を踏まえるとともに、児童生徒や保護者の判断・選択が行える内容も検討すること。
- ③ 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、学校生活のルールや決まり(校則など)の内容については絶えず見直す機会を設定すること。その際には、児童生徒が主体的にルールや決まりについて考える機会を設けたり、保護者の意見を聴取したりするなど、学校、児童生徒、保護者による合意形成を大切にすること。また、地域の住民にも理解を求めるよう努めること。

3. 学校生活のルールや決まり(校則など)の見直しのあり方

(1)見直しの目的について

学校生活のルールや決まり(校則など)は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有していると言えます。しかしながら、その内容においては社会通念上合理的な説明ができる範囲とされており、社会情勢の変化が大きい現代においては、不断に内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

また、見直しにおいて、児童生徒や保護者が何らかの形で参加することにより、その必要性の共通理解が図られ、学校生活のルールや決まり(校則など)の指導に効果が上がることが期待されます。

(2)見直しの手順について

学校生活のルールや決まり(校則など)の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会としなければなりません。また各校では、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため絶えず積極的な見直しが求められています。

これらの趣旨を踏まえ、各校では以下の手順に沿って必要な見直しを行うものとします。

- ① 見直しにあたっては、児童生徒が規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむために、各校の学校生活のルールや決まり(校則など)について、児童・生徒が話し合う活動を毎年度当初に計画し、実施します。
- ② 子どもの権利についての意識を高めるために教職員研修を実施するとともに、児童生徒にも、学級活動や児童・生徒会活動などの特別活動等において、子どもの権利について必ず学習します。
- ③ 委員会活動や学級活動、生徒会活動等での話し合いの場面を設けるなど、児童生徒の意見を尊重し見直します。児童生徒が主体的に参加できるよう配慮し、賛成・反対の意見表明やその数のみで判断せず、意見の根拠や理由、少数意見についても考慮する態度を大切にします。
- ④ 学校評価を通じて学校生活のルールや決まり(校則など)についての保護者の意見を把握するよう努めます。また、学校運営協議会を通して、その内容についての協議を行います。
- ⑤ 各校においては、校則検討委員会等の、学校生活のルールや決まり(校則など)に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校生活のルールや決まり(校則など)についての見直しが毎年度行われる体制づくりを行います。

- ⑥ 見直し後のルールや決まり(校則など)については、速やかに保護者にお知らせするとともに、入学説明会の場においても必ず説明を行います。また、学校ホームページに掲載し、周知を行います。見直しの取組みについては適切に記録・保存し、その経緯を引き継ぎます。

(3)見直しのスケジュール

	事務局	学 校
5 月	ガイドライン (改訂版) 発出	見直しの計画・実施 ↓
5 月～ 12 月		学校運営協議会で協議・報告 結果の公表 (保護者へのお知らせ・学校 HP の掲載)
1 月～ 2 月		新入生説明会において 見直したルールや決まりの内容を説明
3 月～	報告書受領	報告書作成・提出
	ガイドライン検証	

※見直しの実施や公表については、内容等に応じてできるものから速やかに行います。

(4)見直しすべき内容について

学校生活のルールや決まり(校則など)は、小学生らしい、または中学生らしい等の抽象的な概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な理由が説明できる内容でなければなりません。例えば、以下に示すような内容については各学校園において必ず見直しを行うこととします。

①さまざまな文化や性の多様性への配慮がないもの

例) 夏服時は半そでのシャツのみとするなど、肌を隠すことが許されない服装の規定をしているもの

例) 女子はスカートとするなど、性別ごとに標準服を設定し、選択の余地がないもの

例) 男子は耳にかからない長さとするなど、性別ごとに髪型の規定をしているもの

②健康上の配慮がないもの

例) 給食は決められた時間内に残さず食べるなど、健康被害につながるもの

例) 教科書等を基本的に毎日全て持ち帰らせるなど、児童の体格や体力を考慮しないもの

例) 猛暑や厳寒など、登下校中の体調管理が必要な気候において、熱中症対策用品及び防寒具等の使用や着用を過剰に制限するもの

③その他合理的な説明が難しいと思われるもの

例) 髪の高さや結び方、結ぶ位置を制限するなど、頭髪を過剰に規定しているもの

例) 女子は靴下を三つ折りにしてはくなど、目的がわかりにくいもの

例) 靴、靴下、肌着等は白色を基調とするなど、色を過剰に限定するもの

例) 「○学生・○○校らしい」等、主観的な表現をもって規定しているもの

例) 文房具の色・形や数を指定するなど、使用する文房具を過剰に限定するもの

※①～③はあくまでも例示です。このような事例以外にも、各校において合理的な説明が難しいと思われる内容がないか、積極的に見直しを行うこととします。

※また、趣旨や目的が十分説明されていないものは、児童生徒が主体的に考える機会を広く設けるとともに保護者の意見を把握するよう努め、必要性について検討を行います。

例) 「授業や集会等の前に必ず黙想する」「掃除の時間は無言で清掃する」

「教室を移動する際は整列し無言で移動する」

令和3年6月 16 日通知

令和4年6月 14 日改訂版通知

令和5年4月 17 日改訂版通知

令和6年5月 21 日改訂版通知